

認定 NPO 法人

日本システム監査人協会報

2021年2月号

_{No}239

No.239(2021年2月号) <1月25日発行>

第20期通常総会のご案内

2月19日(金)13:30 開始 2月初より参加申し込みを受付けます。

※本年度はオンライン開催となります



巻頭言

『認定 NPO 法人の 5 年毎の更新が完了しました』

会員番号:1581 斉藤茂雄(副会長 事務局長)

当協会は、2015年6月3日に東京都知事より認定 NPO 法人として認定されましたが、昨年6月に5年間の有効期間が満了となるため、事務局では更新手続きを進めて参りました。昨年2月末に申請書類を提出し、その後コロナ禍の影響もあり、東京都による現地確認は10月15日に実施されました。結果、一部申請書類の不備のご指摘もありましたが、無事2020年11月26日付けで「認定書(更新)」(下図)が受領できました。新たな認定期間は2020年6月3日から2025年6月2日になります。



これまでの記事の繰り返しになりますが、認定 NPO 法人とは、NPO 法人のうち、運営組織及び事業活動が適正であって、一定の基準に適合したものとして、所轄庁の認定を受けた NPO 法人をいいます。この制度は NPO 法人への寄附を促すことにより、NPO 法人の活動を支援するために、税制上の優遇措置として設けられた制度です。認定 NPO 法人は、税制優遇を適用するために一般の NPO 法人に比較しても「高い公益性をもっている」ことを認定された法人であるといえます。

協会は認定 NPO 法人として、引き続き、広く市民からの支援を受け、公益に資する事業活動を行い、社会貢献していくことが必要です。会員の皆様のご認識を宜しくお願い致します。また、「広く市民からの支援を受けているかどうか」は、パブリック・サポート・テスト(PST)基準に適合するかどうかで判断されます。当協会は PST 基準として「3,000 円以上の寄附者の数が年平均 100 人以上であること」の条件を満たすよう取り組んでいます。皆様のご支援で過去 5 年間は寄附者の条件をクリアしました。改めて今後も皆様の積極的なご寄附をお願いするものです。

以上

<目次>

各行から Ctrl キー+クリックで 該当記事にジャンプできます。

0	巻頭言
1.	めだか
2.	投稿4【エッセイ】怨霊【コラム】システム監査のための、順列・組合せ・確率・統計再入門(2)
3.	本部報告
4.	支部報告
5.	注目情報
6.	セミナー開催案内
7.	協会からのお知らせ17【 (予告) 第20期通常総会の開催】【 新たに会員になられた方へ】【 協会行事一覧】
8.	会報編集部からのお知らせ20

めだか 【 システム監査人のターニングポイント – 新型コロナを考える 】

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の基本対策は、マスク着用、手洗い、三密(密閉、密集、密接)を避けるであり、接触確認アプリ COCOA、PCR 検査を実施、またワクチン接種が欧米で始まった。さて、「新型コロナ 7つの謎 最新免疫学からわかった病原体の正体」が出版された。概要は以下の通り。



〇このウイルスがなぜパンデミックを引き起こしたのか? パンデミックに対する社会の防衛体制、特に 検査体制、医療体制を築き上げることが必要である。そして、われわれがこの病原体に対する正しい知識 を獲得しておくことである。〇ウイルスはどのようにして感染・増殖していくのか? 新型コロナウイル スの大きな特徴は、当初のウイルス排出量が少なくても、時間経過とともに他人にうつすという点である。 つまり、感染者が知らないうちに感染を広げてしまう。検査の感度が高すぎるという非難はあたらない。

○免疫 vs.ウイルス なぜかくも症状に個人差があるのか? 新型コロナウイルスは非常に個人差の強い 反応をひきおこす。免疫反応は訓練によって強化できるが、免疫力を科学的に測定することは可能なのか は今のところわかっていない。○なぜ獲得免疫のない日本人が感染を免れたのか? 外界からの刺激によ る自然免疫の強化現象のことを新たに訓練免疫(trained immunity)と呼ぶようになった。訓練免疫の例 としてよくあげられるのが、結核のワクチンである BCG による効果である。

○集団免疫でパンデミックを収束させることはできるのか? 集団免疫とは、特定の集団が感染症にかかるか、あるいはワクチン接種をすることにより、多くの人が免疫を獲得し、それにより集団全体が感染症から守られるようになる現象のことである。現状では、致死率の低下は、集団免疫によって達成されたのでもなければ、ウイルスが変異をして病原体が下がったわけでもなさそうである。

○免疫の暴走はなぜ起きるのか? 新型コロナウイルス感染症では、感染が進むにつれて、なぜか炎症性 サイトカインが作られすぎて、免疫の暴走が起こり、これが重症化につながっている。現在、もっともよ く使われているのは、炎症性サイトカイン IL-6 の働きを止める抗体製剤であるアクテムラ(一般名:トシリズマブ)である。○有効なワクチンを短期間に開発できるのか? 人工抗体が新型コロナウイルス感染 症の治療におけるゲームチェンジャーになりうるのではないかと期待をしている。

システム監査人のターニングポイントは、2回目の緊急事態宣言が出ているときと同じである。新型コロナウイルスの正しい知識を獲得しておくことである。(空心菜)

資料:「新型コロナ 7つの謎 最新免疫学からわかった病原体の正体」宮坂昌之 著 ブルーバックス B-2156

(このコラム文書は、投稿者の個人的な意見表明であり、SAAJの見解ではありません。)

【エッセイ】怨霊

会員番号 0707 神尾博

1.悪疫

全世界が COVID-19 (新型コロナウイルス感染症)の嵐に巻き込まれ、そして暮れた 2020 年。その年末から各種のワクチン接種が世界各地で始まり、薄日が差し始めてはいるものの、治療用の特効薬が決め手に欠ける状況からは、完全制圧にはまだまだ予断を許さない様相である。

日本の古代社会でも幾度となく疫病に悩まされた。中でも「日本三大怨霊」と呼ばれる崇徳天皇、菅原道真、平将門を始めとして引き起こされたとされる 厄災は、苛烈だったと伝えられている。悪疫への対峙という共通点のある両時 代について、IT や科学の視点から考察を加えてみるのも面白そうだ。



2.陰謀

まずは早良親王である。舞台は奈良時代の終盤、短命に終わった長岡京だ。彼は貴族の重鎮の暗殺に関与したとして幽閉されたが、無実を訴え続け食を断ち憤死した。その後、皇族の病死が相次ぎ疫病が流行した。ついには、平安京への遷都を余儀なくされたという。平安時代に入ると、有能な官僚であった菅原道真は才覚を妬まれ、謀反の容疑で大宰府へ左遷された。没後には首謀者達の相次ぐ病死や事故死が起き、内裏の清涼殿には落雷があり多くの死傷者が出た。平安時代後期には保元の乱に敗れた崇徳天皇が、讃岐(現在の香川県)へ配流され崩御した。その十数年後には大火やクーデター計画等の凶事が相次いだ。

これらを人々は祟りであると噂しあった。人間は物事にストーリーを見出したがる性質があるという。それによって周囲で起きた不幸や不運を自身に納得させ、心の平穏を得るという効果もあるそうだ。一方、近年において機械/深層学習型 AI(Artificial Intelligence)で用いられるビッグデータの特性のひとつに、因果関係ではなく相関関係を重視するというのがある。バイアスのかかった人間の直感よりも、正しい結果が導かれることが多いという。

またこうした怨霊伝説のような風聞は「レトロ・フィッティング」と呼ばれるレトリックを想起する。どのようにも解釈できるような情報を、後付けでもっともらしく説明するという騙しの技法だ。ノストラダムス等の予言の数々も、後世の人間がこの手法を利用してまさしく根拠かあるかのように流布してきた。



いかにももっともらしいことではなく、最も矛盾の少ないことが真実であると、よく言われる。特に現代のネット上に飛び交う眉唾情報には、科学的思考を駆使することによって罠にはまらないように用心したいものである。

3.首塚

東京都千代田区大手町のオフィス街には、平将門の首塚と伝わる場所がある。平安時代中期に、関東の豪族であった将門は朝廷に反乱を起こし、討ち取られた首は京へ運ばれて都大路に晒された。ところが腐らなかった首は3ヶ月後に東へ飛び去り、現在の首塚のあたりに落下したという。その後、付近では鎌倉時代に疫病が流行、大正時代には関東大震災後に庁舎を建設した大蔵省(現在の財務省)の大臣や役人が、病気等で亡くなった。昭和に入ってからも、戦後にGHQが造成を開始した駐車場の工事中でのブルドーザーの転倒による死亡事故、平成には大手銀行の経営破綻と、塚やその周囲には災難が付きまとう。

実は大手町には IX (Internet Exchange) が集中している。IX とは ISP やデータセンター、さらには海

外との相互接続機能を担う施設・設備である。国内の半分近くのトラフィックが通過するこの界隈が地震などの災害で壊滅的打撃を受ければ、当然、日本全体のデータ通信網も極めて厳しい状況となる。IT 関係者の中にも BCP

(Business Continuity Plan) において、こうした社会インフラは安泰である はずとの前提に立った意見が散見されるが、まずはマクロな視点でのリスク分 析からスタートすべきだろう。

さて、2020 年 11 月には首塚の改修工事が始まったが、年が明けて 2021 年 1 月 7 日には東京を中心とした一都三県に、COVID-19 拡大防止のための 緊急事態宣言が発令された。この令和の災禍は偶然だろうか?



4.幽霊

先に挙げたように怨霊となって広範囲の厄災を引き起こしたのは、いずれも男性である。一方で四谷怪談 や番町皿屋敷等、幽霊になって生前に苦しめられた相手への恨みを晴らすというケースが、女性には多いよ うだ。

総務省等の調査によると、女性は SNS の利用率が男性より高く特に若年層で顕著であり、一方で男性は ニュース専用サイトや政治・金融情報へのアクセスが多い傾向が見られるという結果が、報告されている。 女性は身近なところに、男性は国家全体に祟るという対比は面白い。だからと言って、男性の方が大所高所 で物事を捉えるようなシステム監査に向いていると結論付けるのは、早計だろう。たしかに俯瞰は重要だ が、一方で自らの足元を軽視したがために大事を見落とすといったケースも少なくないはずだ。

なお東北大学の研究結果によると、トークアプリの利用時間が長くなるほど学力低下の傾向が見られ、学習時間を増やしても"相殺"以上に悪影響を与えるという。男女差への言及は無いが、おそらくさほどの差異は存在しないだろう。そうでなくとも、COVID-19 の渦中での思考停止が各方面で取りざたされている。定型的な日常業務に追い回されマンネリを感じて来たら、たまには業務や自己啓発の中に、リサーチやレポート作成のような頭脳を駆使する作業を取り入れるといった丁夫が求められる時世ではないだろうか。

(このエッセイは、記事提供者の個人的な意見表明であり、SAAJ の公式見解ではありません。画像は Wiki よりパブリックドメインのものを引用しています。)

【コラム】システム監査のための、順列・組合せ・確率・統計再入門(2)

会員番号 1644 田淵隆明 (近畿支部 システム監査法制化推進プロジェクト)

§1.はじめに

先月号で、水虫薬の睡眠剤の誤混入による死亡事故が発生したことを取り上げた。現在、政府・与党では「IT 基本法」の改正が検討されているが、**是非とも (最低限、公共と医療・製薬に関する) システム監査の義務化**を盛り込むべきである。文献[1][2][3]にあるように、これまで痛ましい鉄道事故発生したが、これについても、**重要システムの外部によるシステム監査の法令による義務化の必要性**がお分かりになると思われる。

一部には、「社内での業務フローの徹底によってエラーを防げる」とか「社員教育の徹底によってエラーを防げる」という意見もあるが、文献[1]を見る限り、怪しいと言わざるを得ない。特に、曲線通過時の制限速度の記憶違い時の大惨事を防ぐためには、70km/h以下の制限区間では「進行現示(G)」は出さずに最高でも「減速現示(G-Y)」までしか出さない等の対応も行うべきであろう。

※鉄道の信号は3段階ではなく、5段階であり、「進行(G)」と「注意(Y)」の中間の「減速(G-Y)」、「注意(Y)」と「停止(R)」の中間の「警戒(Y-Y)」が存在する。

また、重大事故の背景には、いわゆる「セクショナリズム」・「縦割体制」の弊害が指摘されることも多い。文献[2]を見ると、バックアップ手段を外すことの危険性が良く理解できるだろう。逆に、文献[3]については、列車衝突事故現場近くの**垣内東信号所に安全側線がなければ 120km/h 同士での正面衝突もあり得た訳であり、**その場合の被害は更に甚大なものとなっていたと各方面から指摘されている。

★2004~7 年頃は「J-SOX 対応」が大流行した。「業務フロー定義書」について、「J-SOX では縦割の徹底が求められており、それが個々の責任の明確化である」との珍解釈が横行したことがある。当時のその珍解釈の信奉者との対話を思い出したので紹介することにする。

筆者:「チームの勝利という全体最適の為に、バックアップと相互カバーは重要である。野球で2塁ベースの少し右にゴロが飛んだ場合に、二塁手が取れなかったときに遊撃手が回り込んで1塁に送球してアウトにしたら、ファイン・プレーではないか?」

信奉者:「違う。それはセンターのボールだ!」

筆者:「それで、サヨナラ負けになるとしても、そんなことを言うのか?チームを救った英雄ではないか? |

信奉者:「違う。ゴロが取れなかった二塁手が責任を取るべきだ!。遊撃手がそのようなことをするのは越権 行為であり、マイナスの査定をするべきだ!そうしない組織は成長しない!」

★このようなシステム開発現場を見かけた方はおられるのではないか?恐ろしいことに、そのような珍解釈をして、IT 会社を事実上倒産させてしまった人物を複数名知っている。珍解釈が発生する原因は本人の思いこみや学習不足もあるが、誤訳もその原因であることが少なくない。特に、英語以外の外国語を知らない人は、誤訳に気が付かない傾向が強いように思われる。筆者が語学を非常に重視する理由の1つはここにある。

§2.「第一次ゆとり教育」の爪痕の克服

これまで再三指摘してきたように、「第一次ゆとり教育」(1966/04/02~1978/04/01 生に適用)は、我が国の産業競争力に致命的なダメージを与えたと思われる。勿論、責められるべきは当時の学生・児童ではない。このカリキュラムは、あの「ロッキード事件」直後の 1978 年の、いわゆる「角福戦争」の真っただ中で永田町が大荒れである時期に、国会で殆ど審議されることなく、文部大臣告示として出されたものであった(詳細な経緯については文献[4]の第 1 章の末尾を参照)。このカリキュラムは、戦後初の「学習内容の減少」であり、「学生の負担軽減。ゆとりのある教育」がスローガンであった。つまり、文部省自らが「日本人の教育レベルの低下」を主導したのである。世界各国が競争力強化の為に教育内容を強化して行く中での、まさに"自滅行為"であった。政局が混乱しているとき、誤った政策を止めることは官僚の矜持の筈である。甚だ遺憾である。

特に、「第一次ゆとり教育」において**文部省の指導要領が Minimum ではなく、Average と位置付けられた ことは重大な副作用**を惹起した。一部の地域では、Ceiling と解釈されることや Normal(規範)と解釈され、指導要領を夕テにとって学生が習得を拒否したり、教諭や受験産業の講師にクレームを付けたり、時には吊るし上げ

るような事態も発生した。そして、"指導要領自警団"のような集団も現れる事態となり、予備校講師や塾講師は、自らの保身のため、"指導要領自警団"に怯え、指導内容を"自粛"するような事態も発生した。現代風に言えば、SNS で指摘される「コロナ時短」を守らない商店に対する"時短自警団"のようなイメージに近い。

※この「第一次ゆとり教育」を主導し、ワイドショーにも度々出演していた某氏は、現在、某アジア地域の外国人学校の経営に携わっている。その学校では、指導要領を遥かに超えた授業が行われていることを考えると、筆者としては、誠に複雑な思いである。

先月号でも指摘したように、「第一次ゆとり教育」において、指導要領が Minimum ではなく Average と位置付けられたことが、学生の「省工ネ志向」を誘発し、「境界線は範囲外」という志向の学生を量産することを助長したことも、そして、上記のような「セクショナリズム」を助長したことも否めないようである。我が国の産業競争力回復の為には、この禍根の克服が急務である。

§3. 順列・組合せ・確率・統計再入門(2)

前回に続き、「順列・組合せ」の問題を取り上げる。

〔設例 3.1〕ある国にプロ野球チームが 14 チームあり、各 7 チームずつで A リーグと B リーグを構成している。この場合に次の問いに答えよ。

- (1)各リーグで、各チームの総当たり戦を各1試合行う場合に必要な試合数は各リーグで何試合か?また、合計で何試合か?
- (2)各リーグで、各チームの総当たり戦を、ホーム&アウェイ方式で各1試合行う場合に、必要な試合数は各リーグで何試合か?また、合計で何試合か?
- (3)各リーグでトーナメント戦を行い、両リーグの優勝チーム間で優勝決定戦(3 試合制)を行う場合、必要な試合数は何試合か?
- (4)各リーグにおいて、上位3チームが優勝決定トーナメントに進出できる場合、その組合せは何通りか? (通過順位は区別しない)
- (5)各リーグにおいて、上位3チームが優勝決定トーナメントに進出できる場合、その組合せは何通りか? (通過順位を区別する)
- (6)両リーグ間で交流戦を行う場合、総当たり戦を各1試合行う場合に必要な試合数は何試合か?
- (7)両リーグ間で交流戦を行う場合、総当たり戦を、ホーム&アウェイ方式で各1試合行う場合に、必要な試合数は何試合か?
- (8)全14チームで総当たり戦を各1試合行う場合に必要な試合数は何試合か?
- (9)全14チームで総当たり戦を、ホーム&アウェイ方式で各1試合行う場合に、必要な試合数は何試合か?

〔解答〕

- (1)7 チームを「出場する 2 チーム、出場しない 5 チームの 2 グループに分ける」と考える。 (各リーグで必要な試合の数) $= {}_7 C_2 \times 2 = 7!$ /2! (7-2)! = 21(試合) (3.1) (求める試合の数) $= 21 \times 2 = 42$ (試合) (3.2)
 - ※「組合せ」の本質は、「当たりとハズレの 2 グループへの分割の方法」である。つまり、 2 種類だけの「同じものを含む順列」と同等である。
- (2) 順列の公式を用いて、配列の 1 番目を「ホーム・チーム」、2 番目を「アウェイ・チーム」と考えて (各リーグで必要な試合の数) = $_7P_2$ ×2=7! / (7-2)! =42(試合) (3.3) (求める試合の数) =42×2=84 (試合) (3.4)
- (3)(各リーグでのトーナメント戦の数)=7-1=6 (求める試合の数) = $6\times2+3=15$ (試合) (3.5)

- (6) A リーグのチームがホーム・チームの場合と B リーグのチームがホーム・チームの場合を区別しないので、 (求める試合の数)

=(A リーグのチーム数)×(B リーグのチーム数) =7×7=49 (試合) (3.8)

文 川 形 (和) ヨ /こり /								
Bリーグ		Вリーグ						
Aリーグ		B ₁	B 2	B 3	B 4	B 5	B 6	B 7
	A 1	1	2	3	4	5	6	7
	A 2	8	9	10	11	12	13	14
Α	A 3	15	16	17	18	19	20	21
IJ	A 4	22	23	24	25	26	27	28
グ	A 5	29	30	31	32	33	34	35
	A 6	36	37	38	39	40	41	42
	A 7	43	44	45	46	47	48	49

交流戦(総当たり)

※A リーグから 7 通りの可能性、B リーグから 7 通りの可能性と考える。機械的に 2 で割ってはならない。 現にこの場合、2 で割ると 24.5 となり、整数にならない。一部の文献にあるように、「総当たりなら 2 で割る、ホーム&アウェイならば 2 で割らない」と機械的に考えるとヤケドする。

(7)A リーグのチームがホーム・チームの場合と B リーグのチームがホーム・チームの場合を区別して考える必要があるので、

(8)組合せの公式を用いて、

(9) 順列の公式を用いて、

§4.補足 1:「2021 年問題」と複数会計基準(多重元帳)対応

最近、複数の会計基準に対応するシステムでの「2021 年問題」への対応について、複数の方から質問を受けたので、ここでも取り上げることとする。一般に ERP システムの中心部分は、ロジ系(販売・購買・製造・輸送)と会計系に分類される。債権管理・債務管理などは会計系システムのみで取り扱わるが、会計仕訳の一部はロジ系のシステムで作成されることも少なくない。従って、「2021 年問題」は会計系だけでなくロジ系にも深く関係している。このことは見落とされがちな論点であるので注意が必要である。

[1]棚卸資産の仕訳方法

SAP は棚卸資産の仕訳については、地元のドイツでは標準である「『入庫請求仮勘定(GR/IR)』を用いた「売上原価対立法」(Perpetual Inventory Method)を用いる。下記に、税抜きで購入価額 1,000,000、払出原価1,200,000、販売価額 1,500,000、税率 10%の場合で説明する。(赤字の勘定科目は PL 科目)

・入庫時(Goods Received) 商品 1,000,000	/ 入庫/請求仮勘定	1,000,000	(4.1)
請求書受領時(Invoice Received)入庫/請求仮勘定 1,000,000仮払消費税 100,000	/ 買掛金 /	1,100,000	(4.2)
・出庫時(Goods Issued) 売上原価 1,200,000	/ 商品	1,200,000	(4.3)
・客先検収時(売上計上時) 売掛金 1,650,000	/ 売上 / 仮払消費税	1,500,000 150,000	(4.4)

※1.「入庫/請求仮勘定」は、GR/IR とも呼ばれ、SAP 技術者の間では「入仮(にゅうかり)」とも呼ばれる SAP 独自の勘定である。入庫/請求仮勘定の差分残高は「発注残」を意味する。

※2.SAP の標準では「仕入」勘定が存在しないため、そのままでは連結照合における売上との照合相手が存在しない。「入庫/請求仮勘定」の貸方残高は、連結照合における売上の照合対象としても用いられる。「入庫/請求仮勘定」は、買掛金勘定や仕入勘定と異なり、引取運賃・梱包料等の仕入諸掛を含まないため、売上との照合に非常に有用であり、SAP の実務上、広く用いられている。

★日本製の会計システムの大半や OracleEBS は、棚卸資産の仕訳は「三分割法」(Periodic Inventory Method) を用いるので、(4.1)と(4.3)の仕訳は発生せず、(2.2)は次のようになる。

·請求書受領時(Invoice Received)

仕入 1,000,000 / 買掛金 1,100,000 仮払消費税 100,000 / (4.5)

また、売上原価対立法と異なり、決算時に次の仕訳を追加する。

仕入XXXXXXXX期首商品XXXXXXXX期末商品XXXXXXXX/ 仕入XXXXXXXX(4.6)

この場合でも、(4.2)及び(4.5)の仕訳も、ロジ系のシステムで生成されるので、「**2021 年問題」は会計系だけでなくロジ系にも深く関係**していることが分かる。

[2]複数会計基準対応における「会計基準間の組換処理」

一今年4月に会計基準が大改正されるが、その中心は企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の強制適用である。これは「2021年問題」とも呼ばれているが、システムや業務に対する影響は非常に大きなものである。「新型コロナの影響で、延期されるのでは?」との楽観的な見方も一部では流布としていたが、予定通り、本年(2021年)4月1日以降に開始する年度から強制適用となる。

2021年1月1日時点で、「ロジ系」に関するJGAAPとIFRSの差異は、BS科目の差異についてはほぼ解消しており、PL科目についての計上タイミングや成立条件が異なるのみである。実は「収益認識に関する会計基準」はIFRS15のほぼ丸呑みであるため、新基準のもとではロジ系に関してはJGAAPとIFRSの差異の大半が解消される。従って、「会計基準間の組換処理」は、メインの元帳を自国基準元帳にする場合においては、(特殊なケースを除き)会計システムだけで完結するようになることを意味する。SAPで言えば、「会計基準間の組換処理」は、FI(制度会計)・CO(管理会計)のみで完結し、SD(販売管理)・MM(購買及び在庫管理)・PP(生産管理)については、(特殊なケースを除き)留意する必要が無くなることを意味する。

※以上述べたことは筆者の私見であり、いかなる団体をも代表するものではありません。また、法令の適用・会計基準の適用等につきましては、必ず、御自身でご担当の会計士その他の専門家の方々への御確認・照会をお願いします。

<参考文献>

[1]【ゆっくり鉄道事故解説】#27 JR 福知山線列車脱線事故

https://www.youtube.com/watch?v=katfhrM89bM

[2]【ゆっくり鉄道事故解説】#4 信楽高原鐵道列車正面衝突事故

https://www.youtube.com/watch?v=NmWJukLfbto

[3]【ゆっくり鉄道事故解説】#49 近鉄奈良線列車暴走衝突事故(生駒トンネルノーブレーキ事故)

https://www.youtube.com/watch?v=AXYWVUkGSao

- [4]「軽減税率」田淵隆明が語る、IFRS&連結会計〔I〕: "In Varietate Concordia", EU の知恵に学べ IFRS では何故そう考えるのか? (2020/07/15)
- [5]「「軽減税率」田淵隆明が語る、「国際取引における連結上の照合・相殺消去」再考」(2020/12/28) ~2021 年問題 & 消費税「インボイス方式」対応版~

第 253 回月例研究会:講演録

テーマ:「花王の企業価値向上に向けたチャレンジとJ-SOX」

会員番号 0281 力 利則 (月例研担当)

【講師】アンリツ㈱ 取締役 青木和義 氏(前・花王株式会社執行役員会計財務部門統括)

【日時・場所】2020年12月4日(金)18:30 - 20:30 (オンライン配信による開催)

【テーマ】「花王の企業価値向上に向けたチャレンジと」- SOX」

【要旨】

花王株式会社での経験を通して、財務会計の責任者として取り組んできた企業価値向上に向けた様々なチャレンジの紹介とその中でJ-SOXとして取り組んできた内部統制とJ-SOXの目的、評価範囲の選定、対象会社、会計科目、様々な機能までを対象とした全社的な取り組み、監査室との連携等、経営に役に立つJ-SOX推進をご紹介する。具体的なモニタリング事例としては、EVA、業者選定規則、固定資産監査の話をします。

今回の月例研の開催は、新型コロナウィルス対策として、初めて全面的にオンラインだけの開催となった。講師始めSAAJ事務局、月例研担当理事等の協力の賜物の開催ができ、良い経験となりました。有難うございました。

【講演録】

I. 本講演のアジェンダについて

本講演については、以下のアジェンダにてご説明をいただいた。

- ① 花王の概況
- ② 耐えざる革新としての取り組み
- ③ J-SOXでの活用例

Ⅱ. ① 花王の概況

花王の財務会計統括の執行役員であった講師の経験を通して、花王の歴史や概要、「花王ウェイ」、花王の原点、事業分野と主な製品、セグメント別の連結売上高、事業展開国、地域別の連結売上高、連結売上高・利益・1株当たりの配当金推移、ROE/EPSの推移等をご説明いただいた。花王の特徴として、EVA経営、直販体制、研究開発重視、海外との一体運営、絶えざる革新について詳しくお話いただいた。

Ⅲ. ② 絶えざる革新としての取り組み

花王の会計責任者であった講師は、企業価値向上への貢献を目指し、グループの企業価値向上、会計部門の 組織運営の向上を目指してきた。花王経理のマネジメントポリシーの紹介や会計財務部門の歴史的な絶えざる 革新についてご説明いただいた。具体的なチャレンジとしては、① I F R S 導入 ②グローバル・キャッ シュ・マネジメント ③自社株買いと配当 ④自主点検制度の導入 ⑤人材育成(やりがいのある職場・車 座)⑥税務対応に取り組んできた。その中で I F R S については花王としてプロジェクトを発足させ、複数元 帳化、連結同時決算、EVAとの相関性重視、事業利益導入、全経理メンバー学習、に取り組んだご紹介をいただいた。グローバル・キャッシュ・マネジメントについては資金の有効活用としてEVA視点による資金の総量管理、資金移動の迅速化、資金の見える化、資金計画の一元管理に取り組んできた。

IV. ③ J - SOXでの活動例

企業を取り巻く様々な問題に対して、内部統制の目的に基づき、全社統制、業務プロセス統制、IT統制、決算統制の4つの統制をJ-SOXと考えて、J-SOXの目的を、文書化ではなく、経営者が内部統制の有効性を評価することと、監査法人が経営者による評価が適正であるか否かについて監査することとした。そして、J-SOX活動を自らの革新に繋げ、グループ内の仕事のやり方についてグローバルな標準化作りを目指した。そのために日本本社がルール作り、ITによる統制化(見える化)、本社からの支援体制、効率化に寄与してきた。さらにJ-SOXを推進する上で経営の役に立てることを目指し、①すべての会社を対象に②法定監査対象以外は自主監査対象③固定資産や一般経費も対象に④自主監査はJ-SOX事務局が担い、モニタリング⇒評価→不備→改善を指導⑤会計以外の様々な機能を対象という活動を行ってきた。業務監査を担う監査室とも連携し、自主点検のレベル向上と相互補完を図ったきた。モニタリング事例としては、EVAの理解と啓蒙と活用について、購買の業者選定規則として選定ルール、基本原則、ルール外の事例について、固定資産監査として手順書、実施監査、帳簿との不一致処理、質的な監査について紹介いただいた。

【質疑応答】1. J-SOXの実現に向けてグローバル企業の取り組みについてご説明で良く理解できました。質問としては、J-SOXを活用してどのような会社を目指していくのか?についてお聞きしたい。
⇒J-SOXを進めることにより、企業の価値向上に向けた取り組みとしてグローバル企業を目指すべきである。その場合に日本のローカルなルールをグローバルに持っていくのではなくて、グローバルな取り組みを海外と一緒に作っていくことが大事であると考える。

【所感】

企業における内部監査に関わってきた私としては、J-SOXの導入が企業経営にとってなかなか役立っていないという感想を持っていたが、今回の講演をお聞きして、経営に役立つJ-SOXの取り組みについて、"なるほど!"という気づきが多く得られ大変参考になりました。経営、会計、J-SOXに熱い想いを持って取り組んで来られた講師の講演には、一言一言伝わることが多く、今回全面的にオンライン講演ということを意識せずにお聞きにすることができました。オンライン講演で質疑応答が積極的にはできなかったですが、また機会があればいろいろとお話をお伺いしたいと思いました。

以上

第36回CSAフォーラム開催報告

パート1: 「NIST SP 800-53 セキュリティ・プライバシー管理策力タログについて」

パート2:「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度について」

会員番号 2581 斉藤 茂雄 (CSA 利用推進 G)

2020年度初めての開催の第36回CSAフォーラムは、表題のように2部構成で、ZOOMウェビナーによるオンライン開催と致しました。パート1はSAAJ理事で北信越支部長の宮本茂明氏に、パート2は同じく理事で法人部会主査の山口達也氏に講師をお願い致しました。いずれもあらかじめ作成した動画を聴講いただき、動画の前後で講師の方からの補足、質疑対応をしていただく方式と致しました。

講演の概要は下段に記しましたが、パート1が米国での政府調達にも関係する基準のNIST SP 800-53、パート2は今後開始されるいわば日本政府のクラウド選定基準といえるもので、参加者からのアンケートでは、日米の状況が対比でき、時機を得た有意義な内容であったとの高評価を頂きました。

参加者は講師を含め55名でした。従来の東京会場開催と異なり、全国から参加頂けました。全国地域差無く参加できるのはオンラインのメリットで、今後もオンライン開催を希望するご意見が多数でした。とは言え今回はオンライン開催で、ほぼ一方向のセミナー形式になってしまいましたが、СSAフォーラムのコンセプトは"フェイス toフェイス"の交流にありますので、今後は開催内容の工夫が必要だと考えています。

【開催概要】

日 時: 2020年12月23日(水) 18:30~20:30

[1.0 - 1.1] 18: 30~19: 30

●演題: 「NIST SP 800-53 セキュリティ・プライバシー管理策カタログについて」

●講師:宮本茂明 氏 アセスメントアシスト合同会社 代表 SAAJ 理事・北信越支部長

●概要 (講師コメント): セキュリティ・リスク対策のため、どういった管理策を採用するか体系的に検討したいケースがあるかと思います。管理策を検討・選択する際の参考となる、米国 NIST からリリースされている管理策力タログ「NIST SP 800-53 Security and Privacy Controls for Information Systems and Organizations」の概要を紹介します。

[N-h2] 19: 30~20: 30

●演題:「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP:通称イスマップ)について」

●講師:山口達也 氏 あずさ監査法人 IT 監査部 パートナー SAAJ 理事・法人部会主査

●概要 (講師コメント): 2018 年 6 月に発表された「クラウド・バイ・デフォルト」の原則に従い、政府情報システムのクラウド利用が推進される状況を踏まえ、そのセキュリティ評価を統一的に実施することを目的として、本年 6 月に、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度」(ISMAP) がスタートしました。現在、本制度の実質的な運用開始に向けた準備作業(監査機関の登録、情報セキュリティ監査、クラウドサービスリストへの登録申請等)が進展中であり、2021 年 3 月頃には、最初のクラウドサービスリストが公表される予定となっています。我が国においては、国が定める初のセキュリティ評価制度ともなる本制度について、その概要を解説します。

CSAフォーラムはCSA・ASAの皆様が、「システム監査に関する実務や事例研究、理論研究等」を通して、システム監査業務に役に立つ研究を行う場です。CSA・ASA同士のフェイスtoフェイスの交流を図ることにより、相互啓発や情報交換を行い、CSA・ASAのスキルを高め、よってCSA・ASAのステータス向上を図ります。ご参加のお問い合わせはCSAフォーラム事務局: csa@saaj.jpまで(@は小文字変換要)

CSA利用推進Gのキャッチフレーズ

* * CSA・ASAを取得してさらに良かったと思ってもらえる資格にしましょう!!

支部報告 【 近畿支部 第186回定例研究会 】

会員番号 0655 荒牧 裕一(近畿支部)

- 1. テーマ 令和 2 年改正個人情報保護法の概説~個人データのビジネス利用における法的留意点
- 2.講師 弁護士法人第一法律事務所 パートナー弁護士 日本システム監査人協会 近畿支部 副支部長 福本 洋一 氏
- 3. 開催日時 2020年12月19日(土) 15:00~17:00
- 4. 開催場所 ドーンセンター (大阪府立男女共同参画・青少年センター) 5階セミナー室 2
- 5. 講演概要

2020 年 6 月に成立した改正個人情報保護法における新たな規制の背景とその概要について解説とともに、その背景にある 2019 年度の大手就職情報サイト(リクナビ)に対する個人情報保護委員会による勧告・指導事例に内在する個人情報保護法制上の論点を整理した上で、個人に対するプロファイリングを含めた、ビジネスにおける新たな個人データの利用方法に対する法規制の方向性について概説していただいた。なお、今回は ISACA 大阪支部との合同開催であり、ISACA 大阪支部 12 月度特別講演会を兼ねている。

(1)個人に関する情報のビジネス利用

個人情報のビジネス利用については、以前は会員登録・アンケート回答等による収集であったが、近年はスマートフォン・IoT機器等による収集がされるようになり、データ量が飛躍的に増え、その信頼性も高まっている。このようなデータは、AIでの画像認識機能や音声認識機能等を使った新たなビジネスに利活用されている。

このような利活用において元データに個人に関する情報が含まれる場合、その氏名等を削除して仮名化の加工をしただけでは匿名加工情報にならず依然として個人情報とされてしまう点に注意が必要である。 そのため個人の特定が必要ないサービスにおいては、例えば端末情報等を活用するなど、取得時から個人情報とならないようにするスキームを構築しておくとその後の利活用を円滑に行える。

(2) 個人情報保護法の改正法の内容

今回の個人情報保護法の改正は、①個人データの流通促進関連、②リクナビ問題対策、③本人のコントロール権強化、④データ漏洩事故対応、⑤名簿業者対策の強化、⑥罰則強化、⑦域外適用・移転規制、等多岐にわたっている。

①の個人データの流通促進関連では、開示のデジタル化の他、開示対象を6か月以内に消去する保有個人データにも拡大する一方、仮名加工情報(氏名等の特定の個人を直接識別できる記述を他に置き換えたり削除することで加工後のデータ単体からは特定の個人を識別できないようにしたもの)については開示等の請求の対象外としている。②のリクナビ問題対策では、「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない」旨の規定が設けられた(16条の2)。これは個人情報の利用方法自体に対する初めての制限規定である。また DMP(Data Management Platform)との関係で

は、個人関連情報(提供先において個人データとなることが想定される情報)の概念を創設し、その第三者 提供には本人の同意が得られていること等の確認義務が課されることとなった。③の本人のコントロール権 強化では、個人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合にも利用停止・消去等の請求が可能と なった。④のデータ漏洩事故対応では、漏洩等が派生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合に、委 員会への報告および本人への通知が義務付けられた。⑤の名簿業者対策の強化では、個人データの授受に関 する第三者提供記録について本人が開示請求可能になる他、オプトアウト規定により第三者に提供できる個 人データの範囲が限定されることとなった。

(3) ビジネス利用における新たな課題

リクナビ事件で問題となった「リクナビ DMP フォロー」サービスでは、リクナビが保有する内定辞退の 予測モデルに、応募学生のリクナビ上での行動ログを照合することで、「学生からの辞退」というかたちで選 考離脱や内定辞退が起こる可能性をスコア値にし、契約企業に対して提示していた。リクナビは、契約企業 にはリクナビから提供したスコアを選考における合否判断の根拠には使用しない旨の約束をしていたとされ る。しかし単なる約束だけではだめであり、この事件では学生本人はサイト上でのアクセス履歴で自己の内 心が評価されることを知らされておらず、また契約企業によって学生に対する選考段階での除外や内定の見 送り・見直しに利用されるおそれがある点で問題があった。

このようにビジネス利用ではユーザへの透明性の確保等が問題となるが、それに配慮したガイドラインの例としては、日本インタラクティブ広告協会(JIAA)の自主規制が挙げられる。JIAAの「プライバシーポリシーガイドライン」では、クッキー等の識別子情報や位置情報、閲覧履歴、購買履歴といったログ情報等の個人に関する情報で、個人を特定することができないもののプライバシー上の懸念が生じうる情報から「統計情報」を除いたもの(インフォマティブデータ)についても取扱い基準を定めるている。さらに「行動ターゲッティング広告ガイドライン」においては、行動履歴情報を利用した行動ターゲッティング広告でのユーザーへの「透明性の確保」と「関与(オプトアウト)の機会の確保」の徹底を原則としている。

また、個人データの分析による不利益な取扱いについては、EU 一般データ保護規則 4 条および 22 条にプロファイリングに関する規定が置かれている。これは、与信目的、採用目的、マーケティング等において、本人の選択や関与なく外形的な行動情報から自己の内心・内面の評価をされるリスクや、自動化された意思決定によって個人に対する評価の決定・固定化のリスクに対応するものである。

6. 所感

個人情報保護法は、どの企業にとっても遵守する必要のある法律である。また多くの個人情報はシステムによって管理されていることが多いため、システム監査人にとって必要不可欠な知識である。特に近年は AI 等による個人情報の利用や個人情報を使った新ビジネスが行われるなど、個人情報保護が問題になる事 例はより広範にかつ複雑化している。

本講演では、法律とシステムの両方に精通し、実務経験も豊富な講師により、法改正の概要やビジネス利用上の留意点を事例を踏まえながら分かり易く解説していただいた。市販の解説書やネット情報では得られない踏み込んだ解釈も多く非常に参考になった。

以上 <目次>

注目情報(2020.12~2021.01)

■JVNVU#94395061 SolarWinds Orion API に認証回避の脆弱性

JPCERT コーディネーションセンター・独立行政法人情報処理推進機構 2020/12/28

https://jvn.jp/vu/JVNVU94395061/

JPCERTとIPAは、SolarWinds Orion APIに認証回避の脆弱性があることをJVNで発表しました。 SolarWinds製品の脆弱性に端を発するサイバー攻撃の影響範囲は、日に日に広大さが明らかになっていて、アメリカ合衆国エネルギー省からの発表によって、同省もこのサイバー攻撃の影響を受けていることが明らかになっています。日本においても12/16に内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)から当該ソフトウェアに関する政府機関等への注意喚起が発出されています。

■国内・欧米・中国のIT関連制度政策動向レポート

IPA 独立行政法人 情報処理推進機構 2021/1/6

https://www.ipa.go.jp/ikc/reports/20210106.html

この調査レポートでは、まず、日本、欧米、中国の3地域それぞれにおいての、IT関係の新技術に関する各国政府の制度・政策動向をまとめました。次に今後注目される主な個別技術として、AI、IoT、ブロックチェーン及び量子コンピュータを選び、前出の3地域それぞれにおいて、その中の各国の制度・政策動向を掘り下げています。公開に当たっては、それらを3地域ごとにまとめた構成としています。

- 1. 「IT関連先進技術の制度政策動向調査レポート2020(国内編)」の構成 IT関連の技術戦略の全体像 通信・データに関する制度政策動向 個別領域に関する制度政策動向 まとめ
- 2. 「IT関連先進技術の制度政策動向調査レポート2020(欧米編)」の構成 技術制度政策動向の全体像 主要な技術政策の動向 まとめ
- 3.「IT関連先進技術の制度政策動向調査レポート2020(中国編)」の構成 技術制度政策の概観(技術戦略の全体像、注力分野など) 個別技術の制度政策 まとめ

【 協会主催イベント・セミナーのご案内 】

■ SA	■ SAAJ 月例研究会(東京)					
	日時	2021年3月4日(木) 18:30~20:30				
	場所	オンライン(Zoom ウェビナー)				
	テーマ	マネロン・テロ資金供与対策と IT システムの活用				
		潮見坂綜合法律事務所 弁護士 鈴木 正人(すずきまさと)氏				
	講師	ニューヨーク州弁護士登録。金融庁・証券取引等監視委員会にて執務経験あり。主な				
		業務は金融・証券規制の助言、マネロン・テロ資金供与対策、反社対応、ガバナン				
第		ス・コンプライアンス態勢構築支援、IT・パーソナルデータ規制対応、M&A、訴訟				
5		紛争対応その他一般企業法務。				
2 5 0		近時、金融機関を中心とした企業につきマネロン・テロ資金供与対策を講じるこ				
-	講演骨子	との重要性が高まってきている。同対策においては IT システムの活用が重要と				
		なる。本研究会では、マネロン・テロ資金供与対策の背景・必要性やリスクベー				
		ス・アプローチの重要性、個別対策の概要を説明した上で IT システムの活用の				
		重要性について検討する。				
	参加費	SAAJ 会員 1,000 円 非会員 3,000 円				
お申込み 後日申し込みの Peatix URL をご案内します。						

■ SA	■SAAJ 月例研究会(東京)					
	日時	2021年4月22日(木) 18:30~20:30				
	場所	オンライン(Zoom ウェビナー)				
	テーマ	米国知的財産入門 -米国駐在やパテントトロール支援経験など-				
	講師	東京理科大学 理学部 教授 平塚 三好(ひらつかみつよし)氏				
	講演骨子	知的財産においては、一般的なプロダクトに限らず、コンピュータシステムにおいて				
		も検討が不可欠なものとなっており、この知的財産を軽視するとどのようなことが起				
第		きるのか、また日本のみならず米国を含めた海外において、知的財産を侵害した場				
		合、もしくは侵害が疑われた場合に、どのようなことが起こり得るのかについて、特				
2 5 6		許マフィアとも呼ばれるパテントトロール等の事例や米国の思想を紹介しつつ、わか				
回		りやすく説明いたします。				
		月例研究会より				
		今回の講演は、月例研究会にて話題に挙がらなかった国際的な「知的財産」という内				
		容を説明いただく予定です。従来の月例研究会とは違い、システム監査色は薄いです				
		が、企業経営や業務に役立つ内容を予定しております。				
	参加費	SAAJ 会員 1,000 円 非会員 3,000 円				
	お申込み	後日申し込みの Peatix URL をご案内します。				

協会からのお知らせ(予告)【第20期通常総会の開催】

会員番号 2581 斉藤茂雄(事務局長)

日本システム監査人協会(SAAJ)会員各位

■第20期通常総会のご案内

日本システム監査人協会の第20期通常総会を、下記の通り開催致します。

万障お繰り合わせの上ご出席をお願い申し上げます。

なお、第20期通常総会は新型コロナウイルスの感染リスク低減のため、ZOOMを用いたオンライン総会とさせていただきます。また、例年実施している特別講演は中止と致します。併せて総会後懇親会も中止とさせて頂きますので、ご承知いただきたく、お願い申し上げます。

総会の参加申込は 2021 年 2 月初に、協会ホームページにてご案内致します。

- **1. 日時: 2021年2月19日(金)** 13時30分~
- 2. 開催方法: ZOOM を用いたオンライン総会
- **3. 第 20 期通常総会 議事**(予定) 13 時 30 分~15 時
 - 13:30 開会
 - (1) 2020 年度 事業報告の件
 - (2) 2021 年度 事業計画の件
 - (3) 2021 年度 予算の件
 - (4) その他

15:00 閉 会

4. 特別講演

実施しません。

5. 懇親会

実施しません。

【 新たに会員になられた方々へ 】



新しく会員になられたみなさま、当協会はみなさまを熱烈歓迎しております。 協会の活用方法や各種活動に参加される方法などの一端をご案内します。



- ・ホームページでは協会活動全般をご案内
- https://www.saaj.or.jp/index.html

·会員規程

- https://www.saaj.or.jp/gaiyo/kaiin_kitei.pdf
- ・会員情報の変更方法 https://www.saaj.or.jp/members/henkou.html



・セミナーやイベント等の会員割引や優遇 https://www.saaj.or.jp/nyukai/index.html 公認システム監査人制度における、会員割引制度など。



・各支部・各部会・各研究会等の活動。 https://www.saaj.or.jp/shibu/index.html 皆様の積極的なご参加をお待ちしております。門戸は広く、見学も大歓迎です。



・皆様からのご意見などの投稿を募集。

ペンネームによる「めだか」や実名投稿には多くの方から投稿いただいております。
この会報の「会報編集部からのお知らせ」をご覧ください。



・「発注者のプロジェクトマネジメントと監査」「6か月で構築する個人情報保護マネジメントシステム」 「情報システム監査実践マニュアル」などの協会出版物が会員割引価格で購入できます。

https://www.saaj.or.jp/shuppan/index.html



・月例研究会など、セミナー等のお知らせ https://www.saaj.or.jp/kenkyu/index.html 月例研究会は毎月100名以上参加の活況です。過去履歴もご覧になれます。



・公認システム監査人へのSTEP-UPを支援します。

「公認システム監査人」と「システム監査人補」で構成されています。

監査実務の習得支援や継続教育メニューも豊富です。

CSAサイトで詳細確認ができます。

https://www.saaj.or.jp/csa/index.html



・過去の会報を公開 https://www.saaj.jp/03Kaiho/0305kaihoIndex.html
 会報に対するご意見は、下記のお問合せページをご利用ください。



・お問い合わせページをご利用ください。 https://www.saaj.or.jp/toiawase/index.html 各サイトに連絡先がある場合はそちらでも問い合わせができます。

[5	6 A A J 協会行事一覧 赤字	: 前回から変更された予定	2021.2
•	理事会・事務局・会計	認定委員会・部会・研究会	支部・特別催事
2月	1:総会申込受付開始(資料公表)	2/1-3/31 : CSA・ASA 春期募集	
2/3	4:理事会:通常総会議案承認	,	19:第20期通常総会
	28:2021 年度年会費納入期限	下旬:CSA・ASA 更新認定証発送	
3月	5:年会費未納者宛督促メール発信	1-31: 春期 CSA・ASA 書類審査	
	11: 理事会	4: 第 255 回月例研究会	
	27:法務局:資産登記、		
	活動報告書提出		
	東京都:NPO 事業報告書提出		
4月	8:理事会	初旬:春期 CSA・ASA 書類審査	
		22:第 256 回月例研究会中旬:春期 ASA 認定証発行	18 : 春期情報技術者試験(予定)
	13:理事会	中旬:台州 ASA 総定証先1 中旬・下旬土曜:春期 CSA 面接	上,
5月	15 . 连争云	一中可·下可工唯,任物 CSA 回按	
6月	1:年会費未納者宛督促メール発信		
0,1	10:理事会	上旬~下旬土曜 : 春期 CSA 面接	認定 NPO 法人東京都認定日
	21:年会費未納者督促状発送	(実施/延期については個別に連絡)	(2015/6/3)
	22~: 会費督促電話作業(役員)		
	28: 支部会計報告依頼 (〆切 7/12)		
	30:助成金配賦額決定(支部別会員数)		
7月		│ │上旬: 春期 CSA 面接結果通知	
<i>/</i> //	8:理事会	中旬・下旬: 春期 CSA 認定証発送	12:支部会計報告〆切
	0.132	中旬:秋期 CSA·ASA 募集案内	
		前年度に実施した行事一覧	
8月	(理事会休会)	1:秋期 CSA・ASA 募集開始~9/30	
	22:14:00 中間期会計監査	29-30:第36回システム監査実務セミナー	
		前半	
9月	10: 理事会	~秋期 CSA·ASA 募集中~9/30 迄	
		3:第250回月例研究会	
		12-13:第36回システム監査実務セミナー後半	
10月	8:理事会	10 (土) 13:30 第 251 回月例研究会	18:秋期情報処理技術者試験
107	01.272	情報システム監査実践マニュアル	
		(第3版) 出版記念講演	31: 関東地区主催 会員向け
			SAAJ 活動説明会
11月	12:理事会		
	13:予算申請提出依頼(11/30〆切)	19:第252回月例研究会	
	支部会計報告依頼(1/8〆切)	中旬:秋期 CSA 面接	
	16:2020年度年会費請求書発送準備	下旬:CSA·ASA 更新手続案内	28:「2020年度西日本支部合同
	26:会費未納者除名予告通知発送 27:本部・支部予算提出期限	〔申請期間 1/1~1/31〕 下旬: CSA 面接結果通知	研究会 in Nagoya」
12月	1: 2020 年度年会費請求書発送	4: 第 253 回月例研究会	
エム月	1: 個人番号関係事務教育	75 200 [47] [7] [7] [7]	
	10:理事会:2021年度予算案		12:協会創立記念日
	会費未納者除名承認	16: CSA/ASA 更新手続案内メール	
	第 20 期総会審議事項確認	〔申請期間 1/1~1/31〕	
	11:総会資料提出依頼 (1/11〆切)		
	14:総会開催予告掲示	25: 秋期 CSA 認定証発送	
	20:2020 年度経費提出期限		
1月	11:総会資料提出期限 16:00)	1-31: CSA·ASA 更新申請受付	
	14:理事会:総会資料原案審議	21: 春期 CSA·ASA 募集案内	8:支部会計報告期限
	30:償却資産税・消費税申告	〔申請期間 2/1~3/31〕	
	30:2020年度会計監査	26:第254回月例研究会	

【 会報編集部からのお知らせ 】

- 1. 会報テーマについて
- 2. 会報バックナンバーについて
- 3. 会員の皆様からの投稿を募集しております

□■ 1. 会報テーマについて

2020年の会報年間テーマは

「システム監査人のターニングポイント」です。

システム監査の過去、未来においてターニングポイントとなった①外部環境の変化、②技術的な変化、

③今後予想されることを焦点に議論し、お互いの知見や意見を交換することを目的として設定しました。

参考までに例示を紹介させていただきます。

①の例示:マイナンバー制度

②の例示: クラウドコンピューティング、ブロックチェーン

③の例示: AI、自動運転、IoT、ビッグデータ等に関する技術的な進展と法制度

あくまでも例示ですのでこれらにとらわれる必要はありません。

会報テーマ以外の皆様任意のテーマももちろん大歓迎です。皆様のご意見を是非お寄せ下さい。

□■ 2. 会報のバックナンバーについて

協会設立からの会報第1号からのバックナンバーをダウンロードできます。

https://www.saaj.jp/03Kaiho/0305kaihoIndex.html

□■ 3. 会員の皆様からの投稿を募集しております。

募集記事は次の通りです。

□■ 募集記事					
1.	めだか	匿名(ペンネーム)による投稿			
		原則1ページ 下記より投稿フォームをダウンロードください。			
		https://www.saaj.jp/03Kaiho/670502KaihoTokoForm2.docx			
2.	記名投稿	原則4ページ以内 下記より投稿フォームをダウンロードください。			
		https://www.saaj.jp/03Kaiho/670502KaihoTokoForm2.docx			
3.	会報掲載論文	現在「論文」の募集は行っておりません。			
	(投稿は会員限				

■投稿について 「会報投稿要項」

- ・投稿締切:15日(発行日:25日)
- ・投稿用フォーマット ※毎月メール配信を利用してください。
- ・投稿先: saajeditor@saaj.jp 宛メール添付ファイル
- ・投稿メールには、以下を記載してください。
 - ✓ 会員番号
 - ✓ 氏名
 - ✓ メールアドレス
 - ✓ 連絡が取れる電話番号
- ・めだか、記名投稿には、会員のほか、非会員 CSA/ASA、および SAAJ 関連団体の会員の方も投稿できます。
 - ✓ 会員以外の方は、会員番号に代えて、CSA/ASA番号、もしくは団体名を表記ください。

■注意事項

- ・原稿の主題は、定款に記載された協会活動の目的に沿った内容にして下さい。
- ・特定非営利活動促進法第2条第2項の規定に反する内容(宗教の教義を広める、政治上の主義を 推進・支持、又は反対する、公職にある者又は政党を推薦・支持、又は反対するなど)は、ご遠 慮下さい。
- ・原稿の掲載、不掲載については会報部会が総合的に判断します。
- ・なお会報部会より、表現の訂正を求め、見直しを依頼することがあります。また内容の趣旨を変 えずに、字体やレイアウトなどの変更をさせていただくことがあります。

お問い合わせ先: saajeditor@saaj.jp

会員限定記事

【本部・理事会議事録】(会員サイトから閲覧ください。会員パスワードが必要です)https://www.saaj.or.jp/members_site/KaiinStart

ログイン ID(8桁)は、年会費請求書に記載しています。

- ■発行:認定 NPO 法人 日本システム監査人協会 会報編集部 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-8-8共同ビル6F
- ■ご質問は、下記のお問い合わせフォームよりお願いします。 【お問い合わせ】 http://www.saaj.or.jp/toiawase/
- ■会報は、会員宛の連絡事項を記載し登録メールアドレス宛に配信します。登録メールアドレス等を変更された場合は、会員サイトより訂正してください。

https://www.saaj.or.jp/members_site/KaiinStart

掲載記事の転載は自由ですが、内容は改変せず、出典を明記していただくようお願いします。

■□■SAAJ会報担当 ————

編集委員:竹原豊和、安部晃生、越野雅晴、坂本誠、豊田諭、福田敏博、柳田正、山口達也

編集支援:会長、各副会長、各支部長

投稿用アドレス: saajeditor ☆ saaj.jp (☆は投稿時には@に変換してください)

Copyright(C)1997-2021、認定 NPO 法人 日本システム監査人協会